

令和7年度 認定こども園入園案内

目 次

子ども・子育て支援新制度について	1
施設利用の認定要件(基準)について	2
施設の利用申込みと利用調整について	3
入園申込みの手続きについて	4
申込みからご利用までの流れについて	7
公立認定こども園の利用時間について	9
保育料について	10
給食費について	14
保育の利用調整基準について	15
令和7年度 阿波市 認定こども園一覧表	18
令和7年度 阿波市 認定こども園施設情報	19

阿 波 市

子育て支援課 (TEL0883-36-6813)

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>



※この冊子は、申込み終了後、施設の利用開始後も大切に保管してください。

子ども・子育て支援新制度について

平成27年度から新制度がスタートしています。新制度では、施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

【阿波市の認定区分と利用可能な時間】

年 齢 (R7.4.1 時点)	保育の 必要性	認定区分	利用可能な時間
満3歳以上 (3・4・5歳)	なし	1号認定	教育標準時間(4時間)
	あり	2号認定	保育標準時間(11 時間)
			保育短時間 (8時間)
満3歳未満 (0・1・2歳)	あり	3号認定	保育標準時間(11 時間)
			保育短時間 (8時間)

【3つの認定区分】

◎1号認定 教育標準時間認定

(満3歳以上で、教育を希望する場合)

◎2号認定 満3歳以上・保育認定

(満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当する場合)

◎3号認定 満3歳未満・保育認定

(満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当する場合)

※「保育を必要とする事由」に関しては、2ページをご覧ください。



施設利用の認定要件(基準)について

【 2号・3号認定(保育認定) 保育を必要とする事由 】

認定こども園等で、2号・3号認定を受けることができるのは、次の基準に該当する児童です。
「集団生活に慣れさせるため」「下の子の保育に手がかかるから」「友だちがいないから」などの理由では利用することはできません。

- ① 保護者・児童ともに阿波市に住民票がある。
- ② 児童の保護者が次のような理由により、保育の必要性があると認定された場合に限る。
(※同居の親族、その他の者が保育をすることができる場合、その優先度を調整することがあります。)

事 由	内 容	保育時間の区別	
就労（月48時間以上）	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内就労等、基本的に全ての就労	月120時間以上	保育標準時間
		月48時間以上 120時間未満	保育短時間
母親の出産	母親が出産の前後（産前産後各8週間）の場合	保育標準時間	
病気等	保護者が病気や心身に障がい等がある場合	保育標準時間	
病人の看護等	同居の親族を常時看護・介護している場合	基本的に保育短時間（内容によっては、保育標準時間）	
災害等	震災、風水害、火災等でその復旧に当たっている場合	保育標準時間	
求職活動	就労予定（求職活動中）の場合（起業の準備を含む）	保育短時間 ※認定期間は最大90日	
就学、職業訓練等	就学している場合（職業訓練を含む）	学校、職業訓練の時間に応じて保育標準時間または保育短時間	
児童虐待、DV 等	児童虐待や DV のおそれがある場合	保育標準時間	
育児休業	育児休業取得前から、すでに保育を利用している児童の継続利用が必要である場合（原則、同一施設に限る） ※新規申込みの児童は該当しません。	保育短時間 （概ね1年の入園が可能）	
その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間に応じて保育標準時間と保育短時間	

※ 申込み時に上の表の「保育を必要とする事由」を証する書類が必要となります。

※ 保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。

※ 年度途中でも上記に該当しなくなったら退園となります。

※ 保育短時間と保育標準時間では保育料が異なりますので、就労等の状況に変化があった場合は早急に届けてください。保育時間(標準時間・短時間)の変更については、届出の翌月からの適用となります。正当な理由なく変更の届けを行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定の取り消しを行う場合があります。

【 1号認定(教育認定) 入園資格 】

満3歳以上の子どもは希望すればどなたでも認定を受けられますが、3歳児は定員等の関係で希望する施設に入園できない場合があります。

◎対象年齢

<3歳児> 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生

<4歳児> 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生

<5歳児> 平成31年4月2日～令和 2年4月1日生

※原則として、4・5歳児は通園区域の施設にお申し込みください。

施設の利用申込みと利用調整について

【 阿波市内の施設利用を希望する場合 】

認定こども園の利用を希望する場合は、利用申込みが必要です。(4ページ以降参照)

利用施設の決定にあたっては、保護者の就労状況・家庭状況などを確認し、より保育の必要性が高いと考えられるお子さんが優先的に利用できるよう、調整します。(利用決定は申込みの先着順ではありません。)
ただし、「保育を必要とする事由」によって申込みされても、次のような場合には入園できないことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽があった場合。(決定の取り消しを行う場合もあります。)
- ② 希望者が多数いるため、定員や保育教諭数等に余裕がない場合。
(第2希望・第3希望の施設に決定する場合もあります。)

【 阿波市へ転入予定の方及び妊娠期の場合の申込みについて 】

転入予定の方及び出産予定の方でこれから生まれてくるお子さんについて、令和7年度中に入園を希望する場合は、受付期間中(令和6年11月20日まで)に申込みを行ってください。

年度途中の申込みも随時受付していますが、令和7年度の受付期間中に申込み手続きをされた方から施設の利用調整を行います。

【 育児休業復帰に伴う申込みについて 】

育児休業を終え、仕事に復帰する場合は、育児休業からの復職日が20日までであれば前月の1日、21日以降であれば当月の1日から就労での認定(利用申込み)が可能です。ただし、育児休業を取得した職場とは別の職場に復職されたり、退職された場合は、利用調整の指数が変更となり、再調整を行うこととなりますので、必ず子育て支援課へご連絡ください。

※初めて入園されるお子さんについては、利用開始日から2～3週間程度「慣らし保育」を実施しています。

復職予定での申込みの場合は、8ページの「①慣らし保育について」をご覧ください、入園希望月を決定してください。

【 利用調整について 】

希望者が多数いるため、定員を超過している場合は、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、調整させていただきます。第2希望以降の施設に決定する場合や入園を待っていただく場合もあります。（詳しくは15ページ以降をご覧ください。）

施設によっては、定員超過や保育教諭の人数により途中入園の受け入れが厳しくなっています。受け入れ体制の関係で入園を待っていただく場合や希望の施設に入園できない場合があります。また、利用開始の変更についてもご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

【 広域利用について 】

①阿波市外の施設を利用したい場合

阿波市内に住民票がある方が、市外の施設（※認可外施設を除く）の利用を希望する場合は、施設の所在する市町村の受付期間に応じて申込みをする必要があります。ただし、定員に空きがない、広域利用を実施していない、利用可能な施設が限られているなど、市町村により実施状況が異なりますので、あらかじめご希望の施設等がある市町村または阿波市子育て支援課へお問い合わせください。

②阿波市外に住民票がある方が、阿波市内の施設を利用したい場合

住民票のある市町村に、利用申込みをしてください。ただし、施設の利用については阿波市内に在住の方（住民票がある方）が優先となりますので、ご了承ください。

入園申込みの手続きについて

申請様式については、子育て支援課、各支所（吉野・土成・阿波）に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【新 規 の 方】 市の認定を受けていない方、認定を受けているが市内の保育施設等を利用していない方

【継 続 の 方】 市の認定を受けて令和6年度末まで市内保育施設等を利用し、令和7年度も年度当初から引き続き同じ保育施設の利用を希望する方

【転園等の方】 市の認定を受けて令和6年度末まで市内保育施設等を利用し、令和7年度からは別の保育施設の利用を希望する方

※ 継続・転園等の方については、毎年、新規申込みの受付時期に『現況届』を提出していただきます。提出様式は、新規申込みの方と同じになりますが、マイナンバー申告書の提出は必要ありません。

(1) 1号認定(教育認定)での申込み

公立認定こども園と私立認定こども園では手続きが異なりますので、ご注意ください。

【 公立認定こども園を希望の方 】

【受付日時】 令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水)

午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日除く)

【提出書類】 ①施設型給付費・地域型保育給付費・支給認定申請書(兼現況届)

②マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)

【提出先】 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)

継続・転園等の方・・・現在利用中の施設

【 私立認定こども園を希望の方 】

私立認定こども園に1号認定で入園申込みをされる方は、「入園申込み」と「認定申請(現況届)」の2つの手続きが必要です。

【 新規・転園等の方 】

◆入園申込み

【受付日時】 令和6年10月7日(月)～令和6年10月25日(金)

午前9時～午後5時(土・日・祝日除く)

【提出書類】 入園申込書(申込書は各施設で配布しています。)

※子育て支援課窓口でも配布しております。

【提出先】 希望の施設に直接ご提出ください。

◆認定申請

【受付日時】 令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

【提出書類】 ①施設型給付費・地域型保育給付費・支給認定申請書(令和7年度申込書)

②マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)

【提出先】 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)

継続・転園等の方・・・現在利用中の施設

＜お願い＞

市内の私立認定こども園を1号認定(教育認定)でご利用希望の方は、まず、希望の私立認定こども園に入園申込みを行ってください。申込み締切後、1週間ほどで私立認定こども園より「入園内定通知」等が発行されます。認定申請の際には、入園内定通知等(写しでも可)も併せてお持ちください。



【 継続の方 】

◆継続利用の確認

ご利用中の施設から、令和7年度の1号認定での継続利用について、希望調査を行います。
(10月末までに)

◆現況届

【受付日時】 令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

【提出書類】 施設型給付費・地域型保育給付費・支給認定申請書(兼現況届)

【提出先】 現在利用中の施設

(2) 2号・3号認定(保育認定)での申込み

【受付日時】 令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

【提出書類】 ①施設型給付費・地域型保育給付費・支給認定申請書(兼現況届)

②保育の必要性があることを証明する書類(下の表をご確認ください。)

③マイナンバー申告書、マイナンバー及び本人確認書類(新規の方のみ)

【提出先】 新規の方・・・子育て支援課(本庁1階②番窓口)

継続・転園等の方・・・現在利用している施設

●保育の必要性があることを証する書類

認定理由	提出書類
就労 (外勤、自営、農業、内職など)	「就労証明書」
求職活動	「求職活動申立書」+ハローワーク等の証明
出産	「出産要件に関する申立書」+ 母子健康手帳の写し [表紙と出産予定日(分娩予定日)記載ページの写し]
傷病・障がい	「病気等の状況に関する申立書」+ 診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護	「介護・就学等要件に関する申立書」+ 診断書又は介護認定等の写し
学生等(職業訓練も含む)	「介護・就学等要件に関する申立書」+ 学生証等の写し
その他	上記以外「介護・就学等要件に関する申立書」+内容が分かる書類

※基本的に、同居の親族(65歳以下)の方の書類は必要ありませんが、希望が多い場合は提出がある児童の入園を優先することがあります。

※申請書(申込書)は、上記の証明の添付がない場合は受理できません。

※求職活動中の場合は、入園を承諾した日から90日間の入園となります。

最大90日以内に就労されますと入園の継続が可能です。(ただし就労証明書等の提出が必要)

※年度途中で出産予定がある方は、認定内容が変更になる場合がありますので事前にご相談ください。

※入園の要件に該当し、その上児童に心身の障がいがあると思われる場合、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込みの時に必ずお申し出ください。

(3) 入園申込書の記入上の注意

記入にあたっては、別紙の「記入例」「記入上の注意」を参考にしてください。

① 申請書はボールペンで記入してください。(鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。)

② 申請書は入園を希望する児童1人につき1枚使用してください。

③ 「世帯の状況」の欄は生計を同じくする家族全員(単身赴任の家族も含む)を記入してください。
(欄が足りない場合は、別の用紙を添付してください。)

④ 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、認定事由(2ページ)の欄をよく読み、保育を必要とする口に ☒ して具体的な状況を記入してください。

⑤ 入園児童の年齢は下表の年齢を記入してください。

その他の世帯員の年齢については、令和7年4月1日現在の年齢を記入してください。

5歳児	平成31年4月2日生 ～ 令和 2年4月1日生
4歳児	令和 2年4月2日生 ～ 令和 3年4月1日生
3歳児	令和 3年4月2日生 ～ 令和 4年4月1日生
2歳児	令和 4年4月2日生 ～ 令和 5年4月1日生
1歳児	令和 5年4月2日生 ～ 令和 6年4月1日生
0歳児	令和 6年4月2日生 ～

(4) その他

申込みされたお子さんの疾病・発達・発育等で認定こども園の利用が心配な場合は、必ず事前に子育て支援課へ申し出てください。集団保育に適応できるか、また、どのような支援が必要かを確認するために診断書の提出や面談をお願いする場合があります。なお、事前に相談がない場合や施設の受入れ状況が整わない場合は、希望される時期からの利用ができないことがありますので、ご了承ください。

申込みからご利用までの流れについて

(1) 申込みからご利用までの流れ(公立認定こども園)

11月1日～11月20日	支給認定申請受付期間
11月下旬～1月下旬	提出された申請書及び証明書等により、市が施設の利用を調整
2月中旬	市から認定証・施設利用承諾書の送付 ※継続の方は施設を通じて送付します。
2月下旬～3月上旬	各施設において入園説明会及び面接・健康診断
4月上旬	入園式 ※入園式後、慣らし保育が2～3週間程度あります。



★私立認定こども園については、各園の入園案内等でご確認ください。

(2) 利用承諾後について

施設利用承諾後、入園説明会を受けていただきますが、次のことについてあらかじめご承知おきください。

①慣らし保育について

こども園等に初めて入園する子どもは、保護者と離れて慣れない場所で過ごすといった環境の変化に戸惑いや不安をもつことがあります。そのため、園生活に無理なく慣れることを目的として、慣らし保育を行っています。(入園日から2～3週間程度)

慣らし保育期間中は早めのお迎えをお願いすることとなりますが、慣らし保育は、こども園等での集団生活を行うためにとても大切なものですので、ご協力をお願いいたします。

※慣らし保育は利用開始日より前に行くことはできませんので、ご家族や勤務先等とご相談のうえ、対応をお願いいたします。

②家庭状況の変更について

家庭の状況(住所・世帯構成・勤務先など)が変わった時や認定の変更がある場合は、速やかに利用施設または子育て支援課へ連絡してください。

③保育認定の変更について

就労時間や職場が変わったり、妊娠したりなど、保育認定(2・3号認定)の理由に変更が生じた場合は、就労証明書等を提出してください。保育料、保育時間が変更になる場合があります。

④預かり保育について(1号認定の方)

1号認定の預かり保育については、別紙『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください。なお、利用する場合は、「預かり保育利用申請書」の提出が必要です。私立認定こども園については、直接施設へ申込みをしてください。また、別途、施設等利用給付認定を受けていただく場合があります。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

⑤災害共済給付制度について

公立認定こども園でお子さんが負傷した場合などに、(独)日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金等を給付される制度があります。入園と同時に加入することとなっております。

※保険料は、保護者の方にも一部を負担していただきます。私立認定こども園については、各園にお問い合わせください。

⑥施設の変更について

年度途中で他の園への転園は、原則認められません。

⑦施設の退園について

年度途中で退園する場合は、退園しようとする日の10日前までに退園届を施設に提出してください。退園届なく施設を休まれた場合は、保育料は徴収されます。

⑧土曜日の保育についてのお願い

土曜休日を実施する職場にご両親のどちらかが勤務されているか、ご両親にかわる大人が家庭におられる等、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとの触れ合いをより一層深めるためにもご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

公立認定こども園の利用時間について

(1) 2号・3号の利用時間(就労時間や認定要件により標準時間と短時間に分かります。)

- ① 保育標準時間:1日11時間まで(就労時間…月120時間以上)

7:30	8:30	18:30	19:00
早朝保育	原則的な保育時間(8:30～18:30)	時間外保育 (保育料有)	

- ② 保育短時間:1日8時間まで(就労時間…月48時間～120時間未満)

8:30	16:30	17:30
原則的な保育時間(8:30～16:30)		時間外保育 (保育料有)

※時間外保育…最大で利用可能な枠(10日／月以内の利用)

【留意事項】

- ① 早朝保育については、通勤の関係上やむを得ない場合にご利用が可能です。(ご利用の施設で就労状況を確認します。)
- ② 保育の必要量の区分にかかわらず、保育施設等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみです。勤務時間が終了次第、速やかなお迎えをお願いいたします。

【土曜日の利用について】

- ▶ 利用時間 … 2号、3号(7:30～12:15)・1号預かり(8:00～12:15)
- ▶ 利用施設 … 一条認定こども園・土成中央認定こども園・八幡認定こども園・伊沢認定こども園
(※大俣認定こども園については、八幡認定こども園での預かり保育となります。)

(2) 1号の利用時間

- ① 教育標準時間:1日4時間(預かり保育 13:00～18:00 ※別途申請が必要です。)

7:30	8:00	12:00	13:00	18:00	19:00
集団登校 (5歳児)	教育標準時間 (8:00～12:00)	給食 降園	預かり保育 (保育料有)		時間外保育 (保育料有)

【留意事項】 給食終了後、13時までに降園をお願いします。

【土曜日の利用について】

- ▶ 利用時間 … 1号預かり(8:00～12:15)
- ▶ 利用施設 … 上記2号・3号と同じ

【長期休業日中の利用について(利用施設での1号預かり)】

- ▶ 平日(月～金)利用時間(8:00～18:00)・土曜日利用時間(8:00～12:15)

※1号認定の方は、長期休業日(夏季・冬季・春季)があります。長期休業日中も施設利用を希望する場合は、『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください、利用申請をしてください。

★ 私立認定こども園の利用時間については、24ページ以降の施設情報をご覧ください、各施設へお問い合わせください。

保育料について

父母の市町村民税(所得割額)の合算により決定します。(ただし、祖父母等が生計の中心となっている場合には、その方の所得割額を合算する場合があります。)

阿波市在住の保護者は、保育料算定のための書類の提出は必要ありません。

転入等で令和6年1月1日に住民票が阿波市にない方は、マイナンバーを利用し情報連携することで税情報を取得します。(税情報を取得することができなかった場合、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。)

① 算定対象になる税

・ 4月～8月の保育料(令和6年度市町村民税額で算定します。)

・ 9月～3月の保育料(令和7年度市町村民税額で算定します。)

※税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等)は適用しません。

※所得の未申告等の理由により、課税額が確認できなかった場合は「仮保育料(【令和7年度 阿波市保育料表】における第10階層)」により保育料を決定します。(所得の申告後、再算定を行いますので子育て支援課までご連絡ください。)

◎ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります ◎

《令和7年度の場合》

R7年						R8年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和6年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和5年中の所得)						令和7年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和6年中の所得)						

※保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

② 年齢

令和7年4月1日現在の満年齢(途中入園の場合も同じ)を適用し保育料を算定します。誕生日を迎えても年度途中で適用年齢の変更はありません。

③ 保育料

保育料の額は、令和7年度阿波市保育料表(11～12ページ)のとおりです。ただし、国基準額の変更に伴い改正する場合があります。(1号預かり保育・時間外保育・土曜保育を利用する場合は13ページをご覧ください。)

④ 納期限

公立認定こども園の保育料納期限は13ページをご覧ください。

⑤ 口座振替

納期限が振替日となっていますので、預貯金残高等ご注意ください。残高不足等により振替不能となった場合は、当月分の再振替は致しません。別途納付書を発行しますので、利用している施設を通じて集金袋にて納付してください。

【令和7年度 阿波市保育料表】

◎0～2歳児(3号認定)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円(無償化)	
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	11,000円	10,800円
第4階層	市町村民税所得割額 48,600円未満	14,000円	13,800円
第5階層	市町村民税所得割額 97,000円未満	17,800円	17,500円
第6階層	市町村民税所得割額 120,000円未満	24,000円	23,600円
第7階層	市町村民税所得割額 169,000円未満	31,000円	30,500円
第8階層	市町村民税所得割額 200,000円未満	35,000円	34,500円
第9階層	市町村民税所得割額 301,000円未満	39,000円	38,400円
第10階層	市町村民税所得割額 301,000円以上	41,000円	40,300円

※兄弟姉妹同時入園(所)

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入園(所)又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、3号認定の保育料は、年齢が1番上の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は0円になります。

※所得割額 57,700 円未満の世帯については、第何子かを判定する際の年齢制限がなくなり、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目の児童の保育料が半額、3人目以降の児童の保育料が0円になります。保護者と生計が同一であれば市外の学校に通っているなど別居の子どもも含めることができます。大学生などで市外にお住まいの兄弟がいる場合はお知らせください。

★第3階層及び所得割額 77,101 円未満の世帯で、次の世帯に該当する場合は、保育料が次表のとおり減額又は免除されますので、申込み時に必要書類を提出してください。

※ひとり親家庭等 … 児童扶養手当の証書の写しなど

※次のいずれかに該当する在宅障がい者(児)のいる世帯

- ▶身体障害者手帳の交付を受けた者 … 身体障害者手帳の写し
- ▶療育手帳の交付を受けた者 … 療育手帳の写し
- ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 … 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ▶特別児童扶養手当の支給対象児 … 特別児童扶養手当証書の写し
- ▶国民年金の障害基礎年金等の受給者 … 国民年金証書の写し

※その他の世帯 … 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	保育料徴収基準額表（月額）	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	4,500 円	4,500 円
第4階層	4,500 円	4,500 円
第5階層のうち所得割額 77,101 円未満	4,500 円	4,500 円

※所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯の場合は、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目以降の児童の保育料が0円になります。

◎3号認定の多子世帯児童に係る保育料軽減事業

▶第3子以降

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第3子以降の児童が入园した場合、保育料は無料となります。該当する場合は、年度毎に「多子世帯児童保育料免除申請書」の提出が必要です。（申請が必要と思われる方には、入园月の前月中に子育て支援課より申請書を送付いたします。）

◎3歳児以上の保育料について

1号認定(教育標準時間認定)	}	保育料は無料です。
2号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)		

◎特別保育 保育料(公立認定こども園)

項 目		時 間	金 額
1号預かり保育	通年利用	13:00~18:00	月額 4,000円
	一時利用		日額 1,000円(10日/月以内)
	時間外保育	18:00~19:00	日額 250円
時間外保育 (2号、3号)	短時間認定児	16:30~17:30	日額 250円(10日/月以内)
	標準時間認定児	18:30~19:00	日額 100円
土曜保育(1号)		8:00~12:15	日額 500円

※ 時間外保育・土曜保育の利用には別途申請書が必要となります。

※ 1号預かり保育の通年利用を希望する場合は、別途、保育が必要なことを証する書類の提出が必要です。(『1号認定の「預かり保育」制度について』をご覧ください。)

※ 1号預かり保育(時間外除く)・1号土曜保育については、保育料のほか、別途おやつ代がかかります。

※ 上記を利用する児童が生活保護法による被保護世帯に該当する等の場合は、保育料を減免します。

※ 私立認定こども園の特別保育料については、直接施設にお問い合わせください。

◎公立認定こども園 保育料納期限(令和7年度)

納付月	納期限(口座振替日)	納付月	納期限(口座振替日)
令和7年4月分	令和7年 4月30日	令和7年10月分	令和7年10月31日
令和7年5月分	令和7年 6月 2日	令和7年11月分	令和7年12月 1日
令和7年6月分	令和7年 6月30日	令和7年12月分	令和7年12月25日
令和7年7月分	令和7年 7月31日	令和8年 1月分	令和8年 2月 2日
令和7年8月分	令和7年 9月 1日	令和8年 2月分	令和8年 3月 2日
令和7年9月分	令和7年 9月30日	令和8年 3月分	令和8年 3月31日

※ 祝日の新設等により口座振替日が祝日となった場合は、翌営業日に変更となります。

※ 私立認定こども園の保育料の納付については、納期限や納付方法が異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

納期限が口座振替日となっています。
預貯金残高にご注意ください。



給食費について

1号認定・2号認定については、給食費のうち副食費(おかず代等)は実費徴収となります。

国の制度では副食費の支払いを免除する範囲が定められていますが、阿波市におきましては、国が示す免除対象の範囲を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ります。阿波市の副食費免除対象の範囲は下表のとおりです。

なお、給食費のうち、ごはん代にあたる主食費については、1号認定・2号認定ともに阿波市が負担します。(ただし、市内認可保育施設に限ります。)

※3号認定については、給食費は保育料に含まれていますので、実費徴収はありません。

	副食費の免除対象者(1号・2号認定)
国	・年収360万円未満相当(※1)の世帯のすべての児童 ・所得階層にかかわらず、すべての第3子以降の児童 ◆第3子の考え方: 1号認定の場合は、小学校3年生までの児童から数えて3人目 2号認定の場合は、小学校就学前の児童のうち3人目
阿波市	国の免除対象者(上欄参照)に加えて、以下のすべての要件を満たす児童 ① 18歳未満の児童が2人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第2子以降の児童 ③ 阿波市内の認定こども園を利用する児童

※免除額の上限は 4,800 円です。副食費が 4,800 円を上回る場合、その差額は保護者負担となります。

※1 「年収360万円未満相当世帯」とは下表のとおりです。(1号認定と2号認定で対象範囲が異なります。) 阿波市で課税台帳等を確認の上、決定いたします。

1号認定の場合	保護者の市町村民税(所得割額)の合計額が、77,101 円未満の世帯
2号認定の場合	保護者の市町村民税(所得割額)の合計額が、57,700 円未満の世帯 ※ひとり親家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯については、77,101 万円未満

★ 副食費は、施設によって金額が異なります。19ページ以降の施設情報をご覧ください。
徴収方法については、各施設からご案内します。



保育の利用調整基準について

希望される認定こども園の申込者が利用定員を超過している場合は、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、調整・決定します。

【利用調整指数について】

保育を必要とする事由やその状況に応じた『世帯の基準指数』と、その他の状況に応じた『調整指数』を合計した『利用調整指数』の高い世帯の児童から優先して調整・決定します。

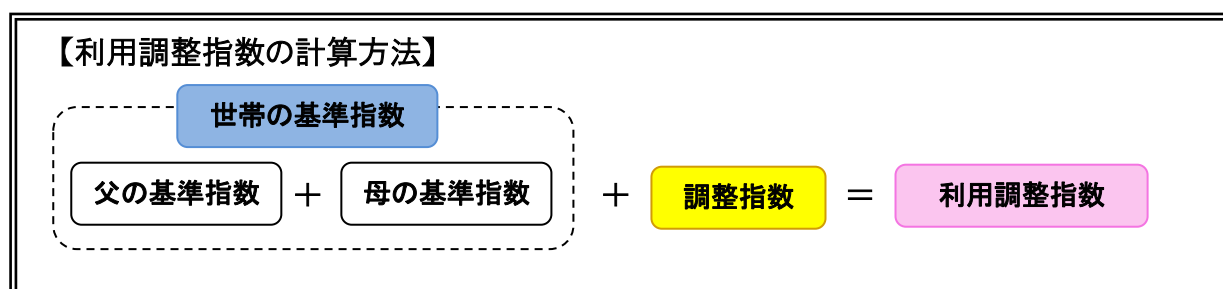
(1) 基準指数について

保育を必要とする事由により設定します。

- ・ 保育を必要とする事由が2項目以上ある場合は、指数の高いものを当該保護者の基準指数とします。
- ・ 父母それぞれの基準指数の合算を『世帯の基準指数』とします。
- ・ ひとり親世帯については、当該保護者の基準指数を2倍したものを『世帯の基準指数』とします。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者で『世帯の基準指数』を設定します。

(2) 調整指数について

世帯の状況や子どもの状況に応じて加算・減算します。



(3) 利用調整指数が同一指数になった場合

利用調整指数が同一指数で並ぶ場合には、「同一指数の場合の順位表」により優先順位を決定します。

(4) 利用調整の結果について

新年度の受付期間中に申込みされた方のうち、利用調整の結果、希望の施設での調整がつかなかった場合は、再度施設の利用希望調査を行い、調整させていただきます。(1月下旬の予定。)

【阿波市保育所等利用調整指数表】

①基準指数

保育の必要性の認定区分		保護者の状況		基準指数	
1	就労	外勤	月150時間以上	20	
			月120時間以上	18	
			月80時間以上	16	
			月48時間以上	14	
			上記該当指数より減算	内定	-2
		自営業	月150時間以上	20	
			月120時間以上	18	
			月80時間以上	16	
			月48時間以上	14	
			上記該当指数より減算	自営業の中心者ではない	-1
				就労見込み	-2
内職	月120時間以上	16			
	月48時間以上	12			
2	妊娠・出産	出産の前後の場合（産前8週・産後8週の間）		16	
3	保護者の 疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院又は常時寝たきりの状態	20	
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	16	
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者福祉手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けている	18	
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	16	
4	病人の看護等	同居している親族を常時介護・看護している場合		18	
5	災害等	災害、風水害、火災等でその復旧にあたっている		20	
6	求職活動	求職活動中（起業準備も含む）		8	
7	就学、職業訓練等	自宅外での就学（職業訓練を含む）		18	
8	児童虐待、DV等	児童虐待やDVのおそれがある場合		20	
9	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童の継続利用が必要である		18	
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合		適宜	

※ 保育の必要な事由が2項目以上ある場合は、高い方を基準指数とします。

※ 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる指数の合計数を世帯の基準指数とします。また、ひとり親世帯は、当該保護者の基準指数を2倍した指数を世帯の基準指数とします。

②調整指数

区 分	状 況	調整指数
世帯の状況	両親が不存在	+35
	ひとり親世帯・離婚調停中につき父母が別居中	+30
	虐待やDVのおそれがある	+15
	生活保護受給世帯	+2
	生計中心者の失業(生活保護受給世帯を除く)	+5
	保護者が単身赴任中	+3
	育児休業明け	+3
	住所が学区内	+3
	障がい者(児)等がいる世帯(認定区分が3・4以外の場合)	+2
	保護者が市内の保育所等に就労している保育士等である(内定含む)	+5
	土日のみの勤務を常態としている	-3
	正当な理由もなく保育料を3か月以上滞納している	-10
子どもの状況	兄弟姉妹が在籍する保育所等に入所を希望する場合又は兄弟姉妹で同じ保育所等の入所を希望する場合	+3
	継続児である	+5
	入所又は入園希望児が身体障害者手帳・療育手帳を交付されている	+3

※ 調整指数は、該当する項目すべてを加算・減算の対象とします。

③同一指数の場合の順位表

利用調整指数が同一の場合は下記の順位表により決定します。

順 位	状 況
1	両親が不存在
2	ひとり親世帯
3	同居で保育できる者がいない
4	基準指数が高い者
5	保育の必要性の事由順 ①虐待・DV ②災害復旧 ③就労 ④育児休業継続 ⑤疾病・障がい ⑥看護・介護 ⑦妊娠・出産 ⑧求職活動
6	在籍中の認定こども園等の利用を継続して希望している(継続児の場合)
7	保育料の滞納がない
8	養育している就学前児童が多い世帯
9	現住所が希望する施設に近い順

令和7年度 阿波市 認定こども園一覧表

【公立 幼保連携型認定こども園】

施設名	住 所（電話番号）	受入年齢	定 員
一条認定こども園	吉野町西条字岡ノ川原134番地 1 (088-696-3046・088-696-3837)	8か月～5歳児	180人
土成中央認定こども園	土成町吉田字山の神23番地 1 (088-695-5681・088-637-8881)	8か月～5歳児	250人
八幡認定こども園	市場町大野島字稻荷179番地 (0883-36-3288・0883-36-2810)	8か月～5歳児	160人
大俣認定こども園	市場町大俣字行峯257番地1 (0883-36-2809・0883-36-5565)	8か月～5歳児	80人
伊沢認定こども園	阿波町南柴生83番地1 (0883-35-3866・0883-35-3849)	8か月～5歳児	120人

◇大俣認定こども園の土曜保育については、八幡認定こども園での集中預かりとなります。

【私立 幼保連携型認定こども園】

施設名【設置者】	住 所（電話番号）	受入年齢	定 員
かきはら子ども園 【(福)和田島福祉会】	吉野町柿原字ヒロナカ238番地1 (088-696-3838)	6か月～5歳児	105人
市場かもめこども園 【(福)かもめ福祉会】	市場町市場字上野段669番地 (0883-30-1219)	6か月～5歳児	120人
久勝かもめこども園 【(福)かもめ福祉会】	阿波町森沢26番地 (0883-35-5086)	6か月～5歳児	105人
はやし子ども園 【(福)和田島福祉会】	阿波町東整理155番地1 (0883-35-5047)	6か月～5歳児	125人



園の名称	一条認定こども園
------	----------



本園は、平成27年4月、一条幼稚園と一条・吉野中央保育所を再編し、幼保連携型認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行い、小学校への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。

【教育・保育目標】

基本的生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな幼児を育成する。

【めざす園児像】

- ・健康で明るくたくましい子
- ・心豊かでやさしい子
- ・友達と仲良く遊べる子
- ・創造性豊かに表現できる子
- ・自分で考え行動し、進んで取り組む子

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	8か月　～　5歳児
設置者	阿波市			
所在地	阿波市吉野町西条字岡ノ川原134番地1			
問い合わせ先	088-696-3046・088-696-3837			
利用定員	1号認定		2号認定	3号認定
	3～5歳児		3～5歳児	1・2歳児　0歳児
計　180　人	45人		85人	40人　10人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日　～　8月24日		
	冬季休業	12月24日　～　翌年1月7日		
	春季休業	3月25日　～　4月7日		

教育・保育の提供時間								
項目		1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)				
				保育標準時間		保育短時間		
開園日		月曜日から金曜日		月曜日から土曜日				
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始				
保育時間 (※)	平日	8:00 ～ 13:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 12:15		8:30 ～ 12:15		
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
			土曜	～		18:30 ～ 19:00	平日	16:30 ～ 17:30
		長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
			土曜	～		～		～

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	一時預かり 保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R6年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	土成中央認定こども園			
	本園は、0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行う中で義務教育への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。 【教育・保育目標】 ・基本的生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな園児を育成する。 【めざす園児像】 ・元気に遊ぶたくましい子 ・やさしい思いやりのある子 ・自分で考えて行動できる子			

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	8か月 ～ 5歳児
設置者	阿波市			
所在地	阿波市土成町吉田字山の神23番地1			
問い合わせ先	088-695-5681・088-637-8881			
利用定員	1号認定		2号認定	
	3～5歳児		3～5歳児	
計	250人		60人	
	60人		115人	
長期休業 (1号認定)	夏季休業		7月21日 ～ 8月24日	
	冬季休業		12月24日 ～ 翌年1月7日	
	春季休業		3月25日 ～ 4月7日	

教育・保育の提供時間									
項目		1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)					
				保育標準時間		保育短時間			
開園日		月曜日から金曜日		月曜日から土曜日					
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始					
保育時間 (※)	平日	8:00 ～ 13:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30			
	土曜	～		7:30 ～ 12:15		8:30 ～ 12:15			
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:00 ～ 18:00		平日	～	平日	～
			土曜	～			18:30 ～ 19:00		土曜
		長期休業	平日	～		土曜	～	土曜	～
			土曜	～			～		～

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	一時預かり 保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R6年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	八幡認定こども園
	本園は、0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、「保育」と「教育」を基本方針として、義務教育への滑らかな接続を図ることを目標としています。 【教育・保育目標】 ・ 基本的生活習慣を養い、心身ともに逞しく心豊かな幼児を育成する。 【めざす園児像】 ・ 心身ともにたくましい子ども ・ 心豊かでおもしろいのある子ども ・ 自ら考え行動する子ども ・ 育ち合う子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	8 か月 ～ 5 歳児
設置者	阿波市			
所在地	阿波市市場町大野島字稻荷179番地			
問い合わせ先	0883-36-3288・0883-36-2810			
利用定員	1 号認定		2 号認定	3 号認定
	3 ～ 5 歳児		3 ～ 5 歳児	1 ・ 2 歳児 0 歳児
計 160 人	45人		45人	50人 20人
長期休業 (1 号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間									
項目		1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)				
					保育標準時間		保育短時間		
開園日		月曜日から金曜日			月曜日から土曜日				
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始				
保育時間 (※)	平日	8:00 ～ 13:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30			
	土曜	～		7:30 ～ 12:15		8:30 ～ 12:15			
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:00 ～ 18:00		平日	～	平日	～
			土曜	～			18:30 ～ 19:00		16:30 ～ 17:30
		長期休業	平日	～		土曜	～	土曜	～
			土曜	～			～		～

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	一時預かり 保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R6年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	大保認定こども園
------	----------



本園は、大保幼稚園と大保保育所を統合し、令和3年4月1日に幼保連携型大保認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児までを一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行い、小学校への滑らかな接続を図っています。

【教育・保育目標】

基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく心豊かな幼児を育成する。

【めざす園児像】

- ・健康で明るくたくましい子ども
- ・心豊かでやさしい子ども
- ・友達と仲良く遊べる子ども
- ・創造性豊かに表現できる子ども
- ・自分で考えて行動し、進んで取り組む子ども

園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	8か月	～	5歳児
設置者	阿波市				
所在地	阿波市市場町大保字行峯257番地1				
問い合わせ先	0883-36-2809・0883-36-5565				
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定		
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	
計 80 人	7人	40人	24人	9人	
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日	～	8月24日	
	冬季休業	12月24日	～	翌年1月7日	
	春季休業	3月25日	～	4月7日	

教育・保育の提供時間

項目		1 号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定 (保育認定)			
					保育標準時間		保育短時間	
開園日		月曜日から金曜日			月曜日から土曜日			
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始			日曜日、祝日、年末年始			
保育時間 (※)	平日	8:00 ～ 13:00			7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30	
	土曜	～			7:30 ～ 12:15		8:30 ～ 12:15	
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
			土曜	～		18:30 ～ 19:00	16:30 ～ 17:30	
		長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
			土曜	～		～		～

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	一時預かり 保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R6年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	伊沢認定こども園
	本園は、令和2年に伊沢幼稚園と伊沢保育所を統合し、幼保連携型伊沢認定こども園として開園しました。0歳児から5歳児を一続きの成長の流れと捉え、一貫した教育・保育を行う中で義務教育への滑らかな接続を図ることを目的とした施設です。 【教育・保育目標】 基本的な生活習慣を養い、心身ともにたくましく、心豊かな幼児を育成する。 【めざす園児像】 ・健康で明るくたくましい子ども ・心豊かでやさしい子ども ・友達と仲良く遊べる子ども ・自分で考えて行動し、進んで取り組む子ども

園の概要					
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	8か月　～　5歳児	
設置者	阿波市				
所在地	阿波市阿波町南柴生83番地1				
問い合わせ先	0883-35-3866・0883-35-3849				
利用定員	1号認定		2号認定	3号認定	
	3～5歳児		3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計　120　人	15人		55人	40人	10人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日　～　8月24日			
	冬季休業	12月24日　～　翌年1月7日			
	春季休業	3月25日　～　4月7日			

教育・保育の提供時間								
項目		1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)				
				保育標準時間		保育短時間		
開園日		月曜日から金曜日		月曜日から土曜日				
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始				
保育時間 (※)	平日	8:00 ～ 13:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 12:15		8:30 ～ 12:15		
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:00 ～ 18:00	平日	～	平日	～
			土曜	～		18:30 ～ 19:00	16:30 ～ 17:30	
		長期休業	平日	～	土曜	～	土曜	～
			土曜	～		～		～

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。時間外保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	一時預かり 保育料 (1号認定)	平日(13:00～18:00) 1,000円 ※利用は月10日以内 ※おやつ代は別途かかります。	時間外保育料 (2・3号認定)	標準時間：日額 100円 短時間：日額 250円 (短時間は月10日以内)
	実費徴収 (R6年度参考)	副食費(1号・2号) 4,500円、保護者会費 月額300円 絵本代 440円程度、日本スポーツ振興センター負担金 210円 その他教育・保育において必要となるもの実費(バス遠足代等)		
	上乗せ徴収	無し		

園の名称	かきはら子ども園
------	----------



当法人は、小松島市花しんばり子ども園を含め9園を運営しており、＜地域に根ざした、子育て家庭に優しい子ども園＞を理念として、生活習慣の自立と健康で意欲的な活動を通して、豊かな人間性を育てる教育・保育を行っております。かきはら子ども園では、園児の笑顔、笑い声があふれる子ども園として、音感・言語教育や病児・病後児保育に取り組むとともに、子育て支援センター事業の実施等、地域の皆様のご協力も頂きながら運営しております。

園の概要					
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	6 か月 ～ 5 歳児	
設置者	社会福祉法人 和田島福祉会				
所在地	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ238番地1				
問い合わせ先	0 8 8 － 6 9 6 － 3 8 3 8				
利用定員	1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定	
	3 ～ 5 歳 児		3 ～ 5 歳 児	1 ・ 2 歳 児	0 歳 児
計 105 人	1 5 人		4 8 人	3 3 人	9 人
長期休業 (1 号 認 定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日			
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日			
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日			

教育・保育の提供時間								
項目		1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定(保育認定)				
				保育標準時間		保育短時間		
開園日		月曜日から金曜日		月曜日から土曜日				
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始				
保育時間 (※)	平日	8:30 ～ 14:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	7:00 ～ 8:30 14:00 ～ 19:00	平日	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00	平日	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
			土曜	～				
		長期休業	平日	8:30 ～ 16:30	土曜	7:00 ～ 7:30 18:30 ～ 19:00	土曜	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
			土曜	～				

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。延長保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	実費徴収	教材費等	教材費 500円程度/月、他		
		給食費	副食費4,500円/月（減免措置等は、阿波市公立施設に準じる）		
		その他	保護者会費300円/月、学校安全会210円/年		
	上乗せ徴収	無し			
	預かり保育料	学期中；教育時間の前後 30分につき100円	延長保育料	保育認定時間の前後 30分につき100円	
		長期休暇中（8：30～16：30） 1,850円/日			

法人のその他事業

- ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児・病後児保育(体調不良児対応型)事業
☐ 音感教育、言語(英語)教育事業 ☐ 子育て支援センター事業

園の名称	市場かもめこども園
------	-----------



0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を行なうなかで「じょうぶなカラダと豊かなココロの育成」を基本方針として、一人ひとりに即した援助を行ないながら「元気」「勇氣」「根気」の3本の木（気）を育み、「生きる力」をつけることを目標としています。

情緒の安定を図りながら、食事・睡眠・排泄などの基本的な生活習慣の自立を目指し、また、体育あそびや、リトミック、スイミングなどのカリキュラムも積極的に取り入れ、園生活の中での様々な経験と併せて、何事にも積極的かつ意欲的に取り組めるように保育を進めています。

＜めざす子ども像＞

- 健康で丈夫な子ども
- 個性豊かな子ども
- 情緒豊かな子ども
- 思いやりのある子ども
- 何事にも挑戦できる子ども
- 最後まで頑張れる子ども
- 主体性・自主性のある子ども
- 自分の気持ちを伝えられる子ども

園の概要					
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	6 か月 ～ 就学前	
設置者	社会福祉法人かもめ福祉会				
所在地	阿波市市場町市場字上野段669番地				
問い合わせ先	(0 8 8 3) 3 0 - 1 2 1 9				
利用定員	1 号 認 定		2 号 認 定	3 号 認 定	
	3 ～ 5 歳 児		3 ～ 5 歳 児	1 ・ 2 歳 児	0 歳 児
計 120 人	15		60	36	9
長期休業 (1 号 認 定)	夏季休業	8月11日 ～ 8月20日			
	冬季休業	12月29日 ～ 1月3日			
	春季休業	3月25日 ～ 3月31日			

教育・保育の提供時間										
項目		1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定（保育認定）					
					保育標準時間			保育短時間		
開園日		月曜～金曜			月曜～土曜					
休園日		土曜・日曜・祝日・年末年始			日曜・祝日・年末年始					
保育時間 (※)	平日	8:30 ～ 13:30			7:30 ～ 18:30			8:30 ～ 16:30		
	土曜	～			8:00 ～ 18:00			8:30 ～ 16:30		
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:30 ～ 17:30		平日	7:00 ～ 7:30		平日	16:30 ～ 18:30
			土曜	～			18:30 ～ 19:00			
		長期休業	平日	8:30 ～ 17:30		土曜	～		土曜	～
			土曜	～			～			

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。延長保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	実費徴収	教材費等	絵本代(390円～490円)			
		給食費	1号・2号共に、5,000円			
		その他	行事費、制服・体操服(3歳児～)			
	上乗せ徴収		無し			
	預かり保育料		13:30～15:30 500円 15:30～17:30 500円	延長保育料	標準 07:00～07:30 100円 標準 18:30～19:00 100円 短時間 16:30～18:30 200円	

園の名称	久勝かもめこども園
	0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を行なうなかで「じょうぶなカラダと豊かなココロの育成」を基本方針として、一人ひとりに即した援助を行ないながら「元気」「勇氣」「根気」の3本の木（気）を育み、「生きる力」をつけることを目標としています。 情緒の安定を図りながら、食事・睡眠・排泄などの基本的な生活習慣の自立を目指し、また、体育あそびや、リトミック、スイミングなどのカリキュラムも積極的に取り入れ、園生活の中での様々な経験と併せて、何事にも積極的かつ意欲的に取り組めるように保育を進めています。 <めざす子ども像> ○健康で丈夫な子ども ○個性豊かな子ども ○情緒豊かな子ども ○思いやりのある子ども ○何事にも挑戦できる子ども ○最後まで頑張れる子ども ○主体性・自主性のある子ども ○自分の気持ちを伝えられる子ども

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園		受入年齢	6か月 ～ 就学前
設置者	社会福祉法人かもめ福祉会			
所在地	阿波市阿波町森沢26番地			
問い合わせ先	(0883) 35-5086			
利用定員	1号認定		2号認定	
	3～5歳児		3～5歳児	
計 105 人	15		55	
長期休業 (1号認定)	夏季休業	8月11日 ～ 8月20日		3号認定
	冬季休業	12月29日 ～ 1月3日		1・2歳児
	春季休業	3月25日 ～ 3月31日		0歳児

教育・保育の提供時間										
項目		1号認定 (教育標準時間認定)			2・3号認定(保育認定)					
					保育標準時間		保育短時間			
開園日		月曜～金曜			月曜～土曜					
休園日		土曜・日曜・祝日・年末年始			日曜・祝日・年末年始					
保育時間 (※)	平日	8:30 ～ 13:30			7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30			
	土曜	～			7:30 ～ 17:30		8:30 ～ 16:30			
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	13:30 ～ 17:30		平日	7:00 ～ 7:30		平日	～
			土曜	～			18:30 ～ 19:00			16:30 ～ 18:30
		長期休業	平日	8:30 ～ 17:30		土曜	～		土曜	～
			土曜	～			～			16:30 ～ 17:30

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。延長保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	実費徴収	教材費等	絵本代（390円～490円）			
		給食費	1号・2号共に、5,000円			
		その他	行事費、制服・体操服（3歳児～）			
	上乗せ徴収	無し				
	預かり保育料	13:30～15:30 500円 15:30～17:30 500円	延長保育料	標準 7:00～ 7:30 100円 標準 18:30～19:00 100円 短時間 16:30～18:30 200円		

園の名称	はやし子ども園
	当法人は、小松島市花しんばり子ども園を含め9園を運営しており、＜地域に根ざした、子育て家庭に優しい子ども園＞を理念として、生活習慣の自立と健康で意欲的な活動を通して、豊かな人間性を育てる教育・保育を行っております。はやし子ども園では、園児の笑顔、笑い声があふれる子ども園として、音感・言語教育や病児・病後児保育に取り組むとともに、子育て支援センター事業の実施等、地域の皆様のご協力も頂きながら運営しております。

園の概要				
施設の種類	幼保連携型認定こども園	受入年齢	6か月	～ 5歳児
設置者	社会福祉法人 和田島福祉会			
所在地	阿波市阿波町東整理155番地1			
問い合わせ先	0883-35-5047			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児
計 125 人	15人	65人	36人	9人
長期休業 (1号認定)	夏季休業	7月21日 ～ 8月24日		
	冬季休業	12月24日 ～ 翌年1月7日		
	春季休業	3月25日 ～ 4月7日		

教育・保育の提供時間								
項目		1号認定 (教育標準時間認定)		2・3号認定（保育認定）				
				保育標準時間		保育短時間		
開園日		月曜日から金曜日		月曜日から土曜日				
休園日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始		日曜日、祝日、年末年始				
保育時間 (※)	平日	8:30 ～ 14:00		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
	土曜	～		7:30 ～ 18:30		8:30 ～ 16:30		
預かり保育 ・延長保育		学期中	平日	7:00 ～ 8:30 14:00 ～ 19:00		平日	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	
			土曜	～			18:30 ～ 19:00	
		長期休業	平日	8:30 ～ 16:30		土曜	7:00 ～ 8:30 18:30 ～ 19:00	
			土曜	～			7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00	

※基本の保育料の範囲内で利用できる保育時間。延長保育等の利用は下記「保育料以外の利用者負担額」をご覧ください。

保育料以外の 利用者負担額	実費徴収	教材費等	教材費 500円程度/月、他	
		給食費	副食費4,500円/月（減免措置等は、阿波市公立施設に準じる）	
		その他	保護者会費300円/月、学校安全会210円/年	
	上乗せ徴収	無し		
	預かり保育料	学期中；教育時間の前後 30分につき100円	延長保育料	保育認定時間の前後 30分につき100円
		長期休暇中（8：30～16：30） 1,850円/日		

法人のその他事業

- ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児・病後児保育(体調不良児対応型)事業
☐ 音感教育、言語(英語)教育事業 ☐ 子育て支援センター事業

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

